

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和元年度（第70回）全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も10月1日から7日まで、国民の労働衛生に関する意識の高揚、事業場の自主的な労働衛生管理活動の推進を通じて、労働者の健康確保を図ることを目的とする70回目の全国労働衛生週間が実施されます。

過労死等の労災認定件数は、全国700件台で推移し、平成30年度の死亡又は自殺（未遂を含む）の件数は平成29年度より16.8%減少したものの158件となっています。さらに、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は依然として半数を超えており、ストレスチェックの集団分析結果を職場環境の改善に活用している県内事業者の割合は65.9%にとどまっています。

また、人手不足と労働力の高齢化が進む中、疾患を抱える労働者の治療と仕事の両立支援方法や医療機関等との連携について悩む事業者が増加しています。

このほか、化学物質によるがん等遅発性疾病を含む健康障害の防止、職場における受動喫煙防止対策に係る労働安全衛生法の努力義務と改正健康増進法に基づく取組が求められています。

このような状況の中で本年度の労働衛生週間は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして、第13次労働災害防止推進計画に基づくメンタルヘルス対策などに取り組みます。

労働者が産業医・産業保健スタッフに健康相談等を安心して行うことができる環境の整備や、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善、化学物質のリスクアセスメント等の実施を周知・指導します。

また、治療と仕事の両立支援について「岐阜県地域両立支援推進チーム」メンバーによるセミナー開催、職場の受動喫煙防止ガイドライン及び各種助成金を周知し、県内事業場の取組を支援してまいります。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、経営トップが中心となって職場の衛生巡視、現在の取組の検証と見直しを労使で行うなど、自主的な労働衛生管理活動の定着を図っていただきますようお願い申し上げます。

令和元年7月

岐阜労働局長 畑 俊一